

2020年7月28日 29日 ii 一大訂正 30日改訂 31日付記 8月1日小補  
2021年2月23日 ii・24日 補正

『隠州視聽合記』と『改正日本輿地路程全図』における「竹島」の記述・描写に関する私見  
補  
遺 8

嶋尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

1880年代末の日本に、赤水図系のそれとも海舟図系のそれとも異なる新しい鬱陵島—竹島海域認識が出現したことを示す資料を発見したので紹介しておく。同一資料の改訂版の最終段階にその認識が現れるので、一連の改訂の流れに沿って認識の変化を確認することにしよう。その資料というのは大槻修二編『日本地誌要略』である。

A. 大槻修二編『日本地誌要略』明治9年（1876）6月青山紅樹書楼蔵板。

明治八年（1875）十月十八日 版權免許 著者版主 東京府下平民 大槻修二 本所相生町三町目拾番地

發兌書林 西京寺通御池下ル町 佐々木総四郎 大阪心齋橋北久宝寺町四丁目 三木佐助 仙台国分寺町拾九軒 菅原安兵衛 東京馬喰町二丁目 石川治兵衛  
（早稲田大学古典籍総合データベース）

B. 大槻修二編『日本地誌要略』青山紅樹書楼蔵板

大槻修二の例言は明治11年（1878）九月

明治十年（1877）十月十八日 版權免許 編者版主 東京府平民 大槻修二 東京浅草北富坂町三十四番地

東京發兌書林 浅草茅場町二丁目 北澤伊八 馬喰町二丁目 石川治兵衛 芝太神前  
山中市兵衛 日本橋通二丁目 小林新兵衛 同所 稲田佐兵衛  
（国会図書館デジタルコレクション）

C. 大槻修二編『改正日本地誌要略』

明治十年六月十九日原版々權免許

明治十二年三月廿二日分版御届

明治十五年十一月七日 改正版權免許

明治十九年（1886）五月三十一日 出版納本

原版主並著述人 東京府平民 大槻修二 府下浅草区北富坂町廿五番地

出版人 大阪府平民 柳原喜兵衛 府下東区北久太郎町四丁目拾五番地

出版人 大阪府平民 三木佐助 府下東区北久寶寺町四丁目四拾四番地

出版人 大阪府平民 岡島眞七 府下東区本町四丁目五拾九番地

(早稲田大学古典籍総合データベース)

- D. 大槻修二編『改正日本地誌要略』明治二十二年(1889)六月再販 溪梅香風館蔵版  
明治十五年十一月七日 版權免許 明治十九年五月卅一日出版納本  
明治廿二年六月一日印刷 明治廿二年六月七日訂正再販御届  
東京府平民 大槻修二 東京市浅草区北富阪町二拾五番地  
發行者 大阪府平民 柳原喜兵衛 大阪市東区北久太郎町四丁目三拾番屋敷  
發行者 大阪府平民 三木佐助 大阪市東区北久寶寺町四丁目百六番屋敷  
發行者 大阪府平民 岡島眞七 大阪市東区本町四丁目百四十五番屋敷  
(国会図書館デジタルコレクション)

まず明治9年(1876)にA版が全国的に売り出され、明治11年(1878)以降に訂正を施したB版が東京を中心に売り出されている。その後、明治19年(1886)に大阪で改正版であるC版が出版され、明治22年(1889)にその訂正版D版が発行されている。同書の成立と改訂の過程については、大槻自身がB版とC版の例言のなかで明解に述べている。それによればB版は数県の小学教科書に採用され五万部を売り上げ、C版は文部省の師範学校教科書に選定されているとのことである。

まず『日本地誌要略』において「松島」・「竹島」がどのように記述されているかを確認しておこう。A版とB版では、巻四：中国>隠岐22b-23aに次のように記されている。

抑此國ハ日本海中西邊ノ絶島ニシテ其西北洋中ニ松島竹島ノ両島アリ。共ニ朝鮮地方ニ接近スレドモ亦居民・統属ナク各方ノ人時ニ来リテ海獵ノ場トナスト云フ。

この時点で大槻は、「松島」・「竹島」をどこにも帰属しない無主地とみなしているようである。

明治8年(1875)から明治10年(1877)にかけて塚本明毅を中心とする正院地誌課が大部の地誌である『日本地誌提要』75巻を出版した。B版の例言によれば、これを閲覧した大槻はこの新情報に主に依拠してA版を改訂してB版を出版した(ただし『日本地誌提要』だけでなく、その他の資料も参照したと述べられている)。『日本地誌提要』巻50 隠岐の「島嶼」の項には次のように記されている。

又、西北ニ方リテ松島竹島ノ二島アリ。土俗相傳テ云フ、隠地郡福浦港ヨリ松島ニ至ル。海路凡六拾九里三拾五町。竹島ニ至ル海路凡百里四町餘。朝鮮ニ至ル海路凡百三拾六里三拾町。

ここでは帰属は明示されていない。

これが C 版・D 版では大きく変化する。巻 5 中国>隠岐 16b には次のように記されている。

此國ハ日本海中西邊ノ絶島ニシテ其西北海上ニ松島竹島ノ兩嶋アリ、相隔ル殆一  
百里ニシテ、朝鮮ニテ蔚陵嶋ト称ス、近来定メテ其國ノ属嶋トナスト云フ

ここでは百里離れた「松島」と「竹島」が朝鮮ではともに蔚陵島と呼ばれ、近年朝鮮に帰属することが定められたとされている。これは、明治 14 年（1881）の鬱陵島渡海事件の際に「松島」「竹島」を鬱陵島の別名とした外務省の公式見解が誤って解釈されたものであろう。また、すぐ下に述べるようにこのとき大槻の念頭にあったのが海舟図的な一時代前の海域認識であったとすれば、「松島」は鬱陵島のことでありその西北にある「竹島」は実際には存在しない疑存島である。1880 年代に蔚陵島一竹島海域に対する日本側の認識が混乱していたことは間違いない。

他方、この地誌に付された日本全図は、この地誌記述と必ずしも対応しておらず、独自の展開を示している。

A 版（1876）に付された「日本国全図」には鬱陵島も竹島も描かれていない。ところが、訂正版の B 版（1878）の「大日本國全図」には海舟図流の竹シマと松シマが書き込まれている（竹シマの位置には実際に島はなく、松シマは蔚陵島の位置に描かれている）。改正版の C 版（1886 年）の「大日本國全図」も同様である。なお、大槻は海舟図系の「竹島」「松島」を無主地あるいは朝鮮領とみなすという近代的な見解を地誌本文で提示しているのであるが、それを読まずにこの地図を見た読者は依然として「竹島」「松島」を日本の端と認識したのではなかろうか。このようなコンパクトな日本地図に無主あるいは他国領の小島を敢えて描く理由がすぐには了解されないと私は考える。

大槻は何故 B 版の日本地図を海舟図流のものに差し替えたのだろうか。根拠は全くないのだが、私は次のように推測する。大槻自身は「竹島」「松島」を無主地と考えており、日本地図に掲載する必要はないと判断していたのではないかと。しかし、A 版出版後、その日本地図に「竹島」「松島」が描かれていないことに不満の声があがり、それに応えるために B 版では両島が描かれている地図を採用したのではなかろうか。実は大槻は別の著作でも同断のを行っている。補遺 6 で取り上げた『日本地名索引』である。明治 7 年（1874）の初版には「竹島」「松島」が記されていないのに、翌明治 8 年（1875）の再版では「竹島」「松島」を採録している。これも民間の読書人の要望に応えたものではなかろうか。推測に推測

を重ねる話になるが、もし上の推測が正しいならば、この当時民間には「竹島」「松島」を日本の端として描く日本地図に馴染んでいる人が少なからず存在していたと考えられるのではなかろうか。

D版(1889)に至って、この地誌に付された日本地図の海洋認識は面目を一新する。D版の「大日本全図」には鬱陵島も竹島も記されていない。ところが、そのあとに置かれた「日本本州全図」では鬱陵島と竹島が緯度経度的に正確な位置に記されている。これは画期的なことであろう。しかも竹島は男島と女島の両方が描かれており同地に対する関心の高さを示しているように見受けられる。また、19世紀までの「竹島」「松島」認識において「竹島」は「松島」の西北にあるとされ、「松島」(鬱陵島)の東側の島が問題になったことはない。この島への注目は、地誌本文に記述されていない新たな主題の提示と言える。この島が朝鮮に帰属するものとは考えられていなかったはずである。日清、日露あるいは日韓協約のずっと以前から日本が竹島に強い関心を寄せるようになっていた可能性を示唆するものと言えよう。

ところが、残念なことに、この地図において竹島の箇所に記された島の名前がよく読めないのである。鴻才の方の解説を待ちたいと思う。

→Chaamiy氏(@日韓近代史資料集)よりこの地名の読みについてご教授賜った。深く感謝申し上げます。

ロシアの呼称によって「ヲリウツ礁」「メネライ礁」と記してあるとのこと。確かにそう読める(あるいは最後の漢字は「瀬」かもしれない)。

この地名は『明治27年(1894)11月刊行 朝鮮水路誌』(明治28年12月13日印刷/明治28年12月16日発行再販/発行者 水路部)に出てくる(池内敏「海図」「水路誌」と竹島問題\*)が、日清戦争時の水路誌に先立って大槻の地誌に現れていることがここで確認できた。このロシアの呼称は何時どこから来たものだろうか?いずれにせよ、1880年代末のこの海域認識において、竹島が鬱陵島の付属島と見なされていたと言うことは難しいだろう。

なお、国会図書館デジタルコレクションの同書の画像はマイクロフィルムからのデジタル化のため画質が悪い。大学図書館を通してより鮮明な複写をお願いしたところ、所蔵している関西館で直接申請する必要があるとの回答。コロナが落ち着いたら京都に行つてこようかと思う。

\*同論文は、19世紀末から20世紀初頭の日本海軍水路部の海図や水路誌が領土の範囲を示すことを意識していた可能性を示唆している。その際、次の二つの一般的記述を参照している。明治36年『日本海軍海図式』に次のようにあるという。

地名ハ日清韓三国ノ領土領海ニ限り漢字ト羅馬字ヲ用ヒ場所ニヨリ之ニ英称ヲ附す而シテ其他ノ地ハ概ネ英字名称ヲ仮用スルヲ例トス(強調嶋尾)

ここから領土意識と海図の関係を読み取るのであるが、強引であろう。この箇所は、要は日清韓の漢字文化圏の陸上・海上において漢字地名のある場合については主として漢字表記を行う、それ以外には英字名称を仮に用いる旨を述

べているにすぎないであろう。「領土領海」にそれほど深い意味は込めていないであろう。特に「領海」概念が国際法上の共通概念として確立するのは20世紀後半のことであることに注意が必要であろう。また、明治31年3月刊行『日本水路誌 第五巻』の序文に次のようにあるという。

本邦領海ニ関スル水路誌ハ本巻ヲ以テ結了セルヲ以テ・・・

上に述べた通り、この時点での「領海」概念は国際法的に確立した共通概念ではない。おそらくここでは日本沿海を漠然と指す言葉として使用しているにすぎないであろう。水路誌が領土の範囲を確定的に記述することを目的としているということをこの一言言から引き出すのは無理であろう。

水路誌の作成者たちが**截然たる領土の区分の明示を強く意識していたとは到底言えない**と思われる。

上掲のすべてのヴァージョンが木版本であることに注目しておく必要がある。1889年に出版されたD版は木版本の最終段階のものと言えよう。B版、C版でいったん復活した「竹島」・「松島」を国土の端として示す海域表現は木版本の末期にはその使命を終え、木版以後の地図類には継承されなかったようである。

## 付記

明治9年(1876)の時点で下記のような極めて客観的な海域認識に到達していた日本人も居たことは忘れてはなるまい。北澤正誠『竹嶋考証 下』(国立公文書館→アジア歴史資料センター)に引用された記録局長渡邊基立「第十一号 松島之議 一」の一節である。

竹島洋名「アルゴナウト」島ナル者ハ全ク島有ノ者ニシテ、其松島「デラセ」島ナル者ハ本来ノ竹島即チ蔚陵島ニシテ、我松島ナル者ハ洋名「ホル子ットロック」ナルカ如シ。然ルヲ洋客竹島ヲ認テ松島ト為シ、更ニ竹島ナル者ヲ想起セシ者ノ如シ。而テ此「ホル子ットロック」ノ我國ニ属スルハ各国ノ地図皆然リ。  
(強調筆者。「想起」とは存在しない島を想定したことをいうものであろう。)

この誠に穏当な見解を同時代の日本の政治家、知識人が理解して受け入れていたならば、竹島問題理解がこれほど混乱することはなかったのであろう。